

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

2019年3月8日

大阪市高速電気軌道株式会社

1 契約担当

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号

大阪市高速電気軌道株式会社 本社ビル3階

大阪市高速電気軌道株式会社調達部契約課

電話 06-6585-6271

2 入札に付すべき事項

物件番号	売 払 物 品	数 量
①	古新聞ほか（単価契約）	約87,000kg
②	廃棄簿冊（単価契約）	約15,000kg
③	遺失物（諸雑品）（単価契約）	6か月分
④	遺失物（各種傘）（単価契約）	6か月分
⑤	各種古軌条	1式
⑥	各種混合くず （ガソリン作業用軌道車ほか4点を含む）	1式
⑦	遺留品（貴重品）	229点

3 保管場所

物件番号	保管場所	所 在 地
①②⑦	本社ビル	西区九条南1丁目12番62号
⑥	鶴見検車場	鶴見区浜1丁目2番6号
⑥	東吹田検車場	吹田市南正雀4丁目10番1号
⑥	中百舌鳥検車場	堺市北区長曾根町130番地7
③	大阪府西警察署	西区川口2丁目6番3号
④	お忘れ物センター	浪速区元町1丁目1番17号
⑥	返納倉庫（森之宮）	城東区森之宮1丁目6番40号
⑤⑥	長居保線基地	住吉区长居1丁目1番50号

4 下見

次の日時、場所において物件に関する下見を行う。

- (1) ⑤号物件及び⑥号物件のうち東吹田検車場、返納倉庫（森之宮）の集積分は、2019年3月18日（月）から同月25日（月）までの5日間。
（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）

※ ⑥号物件の返納倉庫（森之宮）は、保管場所が狭くなっているため、搬出経路及び保管場所等について、確実に下見を行うこと。

- (2) ⑥号物件のうちガソリン作業用軌道車ほか4点については、2019年3月18日（月）及び同月20日（水）の2日間。

但し、下見の希望日を2019年3月15日（金）午前11時00分までに次の担当者に申込みこと。（各日とも4組（先着順）を上限とする。）

電気部電気管理事務所（環境・省エネ対策） 中西 Tel06-6963-8216

なお、保管場所が複数箇所に分かれているため、下見当日は、「鶴見検車場（午前9時30分集合）→中百舌鳥検車場→長居保線基地」＜各所在地は3に同じ＞の順に車で移動する。移動用の車は各社で用意すること。

- (3) ⑦号物件については、2019年3月25日（月）。
(4) ①～④号物件については下見を行わない。

物件番号	時刻	場所	所在地
⑤⑥⑦	午前10時から正午及び 午後1時から午後3時	3に同じ	3に同じ

※ただし、⑦号物件のうちガソリン作業用軌道車ほか4点は除く。

5 引取期限

物件番号	引取期限
①～②	2020年3月31日（火）
③～④	2019年9月30日（月）
⑤～⑥	2019年4月26日（金）
⑦	2019年4月12日（金）

6 入札参加資格

大阪市高速電気軌道株式会社の取引先登録審査申請を入札の前日までに行っていること

7 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、当該入札に関する問合せ先及び契約条項を示す場所 1に同じ

(2) 入札説明書の交付方法

公示日から2019年3月25日（月）午後5時まで無償により交付する。（ただし、土、日、祝日を除く。）ただし、当社ホームページ

https://www.osakametro.co.jp/contract/procurement_department_contract/incomplete_payment/about_service/110511nyuusatusetumeisyo_yusou.php

を参照のうえ、所定の手続きを行った者には、郵送により交付する。

8 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

なお、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を指定期限（入札日当日）までに当社指定の口座に口座振込により入金すること。なお、口座振込にかかる手数料は買受人が負担すること。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

10 入札執行日時

2019年3月26日（火）午前10時

11 入札執行場所

大阪市高速電気軌道株式会社 本社ビル1階 大会議室（住所は1に同じ）

12 入札の方法

入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、入札書（物品買受申込書）には、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し確認を受けた代理人が記名押印すること。

13 入札に参加できない者

(1) 入札書提出日において、大阪市高速電気軌道株式会社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

(2) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の無効

次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者のした入札又は代理人により入札をしようとする者には、その権限を証するものとして書面を提出させ、権限があることの確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者の記名押印がない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行なった者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(注) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上の最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 その他

- (1) 9の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、契約手続を怠ったとして、落札者の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。また、契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、その者に係る入札は無効とする。